

70歳未満の方へ 「限度額認定証」のお知らせ

入院費や手術代は思いがけず高額となる場合があります。
また外来においても高額薬剤の使用などで高額となる場合があります。
70歳未満の方で国民健康保険、または社会保険（健康保険組合・協会けんぽ・共済組合）に加入している方は、ご加入の保険組合が発行する「限度額認定証」を提示して頂くと高額療養費の現物給付（病院での支払いが月の限度額までとなる）が受けられます。（発行の手続きはご加入の保険組合にお問い合わせ下さい）

- ☆ 高額療養費は月の限度額の上限を超えて医療費がかかった場合、超えた分の医療費について数か月後に返還される制度です。
（高額療養費は加入者個々に異なる上、詳細なルールが存在します。詳細につきましては加入している保険組合にご確認ください。）
- ☆ 限度額認定証の提示により高額療養費の返還を待たずに、病院での支払いを高額療養費の月の限度額までとすることができます。
- ☆ 月の限度額は所得に応じて決定される区分「ア～オ」によって異なります。
- ☆ 医科・歯科・入院・外来はそれぞれ別計算となります。
- ☆ 20日から翌月の10日までなど、月をまたがる入院の場合は、それぞれの月の限度額までの計算となります。ご注意ください。
- ☆ 入院食事負担は対象外となり、食事がある場合は別途加算されます。
- ☆ 保険組合は月を遡って発行しません。ご利用の場合は早めにお手続きください。
- ☆ ご提示頂いた月以降に適用します。入院中は早期に手続き・ご提示ください。
- ☆ 入院分・外来分、他院受診分や同居家族の医療費などの調整は行いません。返還金が発生する場合は後日・保険者から返金となります。
- ☆ 期限が設定されております。継続してご利用になる場合は失効前に手続きをお願いいたします。
- ☆ 3割負担の保険負担額が、下記限度額を超えた場合に適用されます。限度額に達しない場合は通常の3割負担の計算となります。

70歳未満の自己負担限度額＜月額＞（限度額認定証使用時）

- ◇ 所得区分「ア」 252,600円＋（医療費－842,000円）×1%
- ◇ 所得区分「イ」 167,400円＋（医療費－558,000円）×1%
- ◇ 所得区分「ウ」 80,100円＋（医療費－267,000円）×1%
- ◇ 所得区分「エ」 57,600円
- ◇ 所得区分「オ」 35,400円（住民税非課税の方）

※区分・限度額は平成29年1月時点の料金です。改定により変更となる場合があります。

佼成病院 入院会計 外来会計